

質疑要旨 市の会議の数はどれくらいあるのか。また、議事録作成は市職員が行っているのか。ひとつの会議でおおよそどれくらい議事録作成時間がかかっているのか。

答弁要旨

市で開催している全ての会議の数については把握しておりませんが、条例や要綱等で設置している会議体数につきましては、平成30年8月1日現在で附属機関が108機関、附属機関を除く会議体は161機関あり、それぞれの機関において必要に応じて会議を開催しているところでございます。

また、議事録の作成につきましては、基本的には本市職員が作成しており、会議内容を全て文字に起こすのではなく、議事要旨のみを記録する等、作業時間の省力化に努めているところでございますが、会議内容を全て文字に起こした場合、概ね会議時間の約2倍から3倍の時間を要しているものと考えております。

以上

質疑要旨 働き方改革として議事録作成に AI を導入しては。

答弁要旨

議員ご指摘の大津市をはじめ、先進市において AI を利用して議事録を作成していることは承知しております。

本市においても、聴覚障害の方への情報を保障するために、また議事録の作成用として、AI を活用した音声から文脈を読み取り、専門用語も文字に変換できるシステムを、昨年9月から既に実証的に導入しております。

具体的には、聴覚障害の職員が受講する研修や、公平委員会、庁内の会議において実証的に活用しております。現在は、急速に情報技術が進展していることを踏まえ、雑談のカットや話し手を特定する機能等を持ったより正確な文章に変換できるシステムを検討しているところでございます。

以上

(医務監答弁)

楠村議員 1003

作成部局 健康福祉局 No.1

質疑要旨

財団が解散後は、歯科医師会館の建物の権利関係は
どうなるのか。

答弁要旨

歯科医師会館1階部分の尼崎口腔衛生センター建物に
つきましては、財団が解散後、一般社団法人尼崎市歯科
医師会に承継されますが、今回の組織統合にあたっては、
法律の規定に基づき、予定となつて
います。
- 且本市に譲渡する

今後、建物等の財産の取扱いにつきましては、尼崎市歯
科医師会と引き続き、協議することになっておりますが、市
内において、障害者(児)歯科診療等の担い手が他にない
こと、障害者医療に関わる医療スタッフの確保が難しいこ
となどがあり、本市としては、障害者(児)歯科診療等の継
続的な実施を条件に、事業の実施主体となる

考えでございませう。

歯科医師会に譲渡する

以上

楠村議員 1004

作成部局 健康福祉局

No.1

質疑要旨

建物の権利を譲与されるのであれば、障害者(児)歯科診療等の事業の継続を担保する契約を結んでいただきたいと思うがいかがか。

答弁要旨

今回の組織統合にあたりましては、資産や事業実施等に係る一切の権利義務を統合先となる尼崎市歯科医師会に承継することを合併契約書の中で明記しており、組織統合後は、歯科医師会が公益事業を継続して実施していくこととなっております。

市としても、歯科医師会が障害者(児)歯科診療等の公益事業を継続的かつ安定的に実施していけるよう、財政的な支援や事業運営に関する協議を、今後とも進めていきたいと考えています。

以上

楠村議員 1005 作成部局 経済環境局 No.1

質疑要旨 不法投棄、駅前の清掃、張り紙の除去等を
尼崎環境財団に委託しているが、契約方法は1者特
命随意契約か。

答弁要旨

市域内での不法投棄防止対策に伴う巡視・啓発・収集を行う「不法投棄防止対策業務」、不法に掲出された貼り紙や立て看板などの巡視・啓発・除却を行う「不法広告物等除却業務」、また市内主要駅前ターミナル及び地下歩道の清掃等に係る「駅前ターミナル等清掃に伴うごみ収集運搬業務」につきましては、公益財団法人尼崎環境財団に委託しており、それらの契約方法は、(議員ご指摘のとおり)それぞれ1者特命随意契約としております。

以上

質疑要旨 事業内容を考えれば民間業者でも実施可能と考えるが、尼崎環境財団に委託する理由は何か。

答弁要旨

不法投棄防止対策業務や不法広告物等除却業務につきましては、まちの美観の阻害、市のイメージや環境衛生の低下を防ぐため、不法投棄物などを単に処理するだけではなく、市民からの相談への対応や啓発、定期的な巡回による発生の抑止に加え、道路管理者や警察といった関係機関との連携のもと、地道で粘り強い取組が必要であるとともに、一定の公権力的側面を持つ公益性の高い業務でございます。

また、駅前ターミナル等の清掃につきましては、毎年度指名競争入札により清掃業者を決定しておりますが、発生したごみの収集運搬は、廃棄物処理法上の委託基準の遵守に加え、業務実施箇所が市内各所に点在していることから、効率性などを総合的に勘案し、環境財団へ委託しているところでございます。

(次ページへ続く)

いずれの業務につきましても、関係法令を遵守し業務の確実な履行を確保することから、行政と民間の中間に位置する分野の補完・代替機能を果たしていくといった尼崎環境財団の設立意義に照らし、随意契約により業務を委託しているところでございます。

今後とも、これらの業務を取り巻く状況の変化に注視しつつ、業務の適正かつ効率的な実施に努めてまいります。

以上

質疑要旨 市民協働型道路等維持事業のシステムを活用することにより、不法投棄や不法広告物等に係る通報を受けられるのでは。

答弁要旨

不法投棄や不法広告物に係る通報につきましては、現地確認のうえ状況を詳細に把握する必要があるだけでなく、通報の内容に応じ、その処理責任の所在や処理方法などについて改めて通報者に説明が必要となる場合があることなどから、議員ご提案のようなインターネットやアプリを活用したシステムにより通報を受ける体制を整えたとしても、その後の対応における業務の省力化が期待できず、委託料の抑制にはつながりにくいものと考えております。

しかしながら、こうした通報システムを活用することは、通報手段の多様化につながり、市民利便性の向上や美しいまちづくりに資するものと考えられることから、今後、同システムへの参入に向けて検討・調整を行ってまいります。

以上

(北垣教育次長答弁)

楠村議員 1008 作成部局 教育委員会 No.1

質疑要旨 ストップイット導入後の相談件数はどれくらいあるのか。

答弁要旨

ストップイット導入後、相談も含めた報告件数は2月末で118件でございます。なお、報告が1件入りますと、SNS相談員とその報告者の間では、スマホ上でのやりとり、いわゆるチャット機能を利用したやりとりがあり、それらの対応回数は、のべ1438回となっております。

以上

(北垣教育次長答弁)

楠村議員 1009 作成部局 教育委員会 No.1

質疑要旨 SNS カウンセラーの増員など早急に相談体制の充実を図る必要性があると思うがいかが。

答弁要旨

中学校のストップイット導入後の状況からみますと、当初は、生徒からのあいさつ等が多く、報告件数も多くなりますが、その後、報告件数が一定落ち着くとともに、悩み事などの報告が中心となり、現在、SNS 相談員一名が、その専門性を活かした対応を行っております。

来年度から導入する市立高等学校においても当初は報告件数が一時的に増えることが予想されますが、中学校の状況を鑑み、一定の件数になるものと想定しております。

教育委員会といたしましては、このような想定のもとに市立高等学校での導入後も SNS 相談員1名で対応することとしていますが、報告件数の推移を見守りながら、今後の相談体制について検討してまいります。

以上

質疑要旨 防護具等の中で一番大切なのはマスクだと

思うが、マスクは含まれていると理解してよいか。含ま

れている場合、備蓄数の目標と現在の備蓄数はどうか。

答弁要旨

議員ご指摘のとおり、尼崎市新型インフルエンザ等対策行動計画におきまして、必要な防護具等の中にマスクは含まれております。

このことから、危機管理安全局としまして、災害用備蓄と併用で、兵庫県の南海トラフ巨大地震・津波被害想定に基づき、発災当日の想定避難者数およそ 33,000 人に対し、1人あたり1日分に対応できる考えを基に、約 30,000 枚のマスクの備蓄を行っていたところでございます。

しかしながら、今回の新型コロナウイルス対応時の経験も踏まえて、確保すべき数量について改めて検討してまいりたいと考えております。

以上

楠村議員 1011 作成部局 危機管理安全局 No.1

質疑要旨 消毒用エタノール、次亜塩素酸水等の備蓄も今後の課題であるが、どのような状態で保管し、使用用途はどのように考えているのか。

答弁要旨

今回の新型コロナウイルス感染症対策では、市が保有しているアルコール消毒液を来庁者の手指消毒用として不特定多数の方の出入りが見込まれる公共施設へ配置しております。

また、現在、重症化リスクが高いとされる方への感染防止に万全を期するため、高齢者施設及び障害者施設へ提供することを目的に、次亜塩素酸水の調達や、公営企業局が保有する次亜塩素酸ナトリウムの活用等について可能かどうかの検討を進めているところです。

今後の消毒液備蓄のあり方や使用用途につきましては、今回の経験と教訓を踏まえ、更に検討を重ねてまいります。

以上

(医務監答弁)

楠村議員 1012 作成部局 健康福祉局 No.1

質疑要旨

現在のように1駅ごとではなく、複数駅同時並行で喫煙禁止区域設置を進めてはどうか。

答弁要旨

今年度、JR立花駅周辺の指定に向け協議を進めてきましたが、必ずしもご指摘のように1駅ごとに進めるという考えから行ったものではなく、過去には複数個所を並行して指定に向けた検討を行ってまいりました。

路上喫煙禁止区域の指定にあたりましては、その範囲や喫煙所の設置場所等について賛否もあることから、近隣住民の皆様との丁寧な協議が必要となります。

今後も、市民の皆様が、健康的に安全で快適に暮らすことが出来る地域社会を早期に実現できるよう、路上喫煙禁止区域の指定拡大に努めてまいりたいと考えております。

以上

楠村議員 1013

作成部局 健康福祉局 No.1

質疑要旨

喫煙禁止区域を設置してから喫煙場所を決めていくという方向転換も必要だと考えるがどうか。

答弁要旨

路上喫煙禁止区域は、駅周辺など市民の皆様の健康や財産等への被害を、特に防止する必要がある区域を指定するものであり、あわせて喫煙マナーの徹底を図っていく区域でもありますので、現時点においては、区域の指定と喫煙所の設置を同時に進めていきたいと考えております。

一方で、新年度から、健康増進法や兵庫県条例の改正に伴い、受動喫煙防止対策が強化されることを踏まえ、本市においても、JR尼崎駅周辺など路上喫煙禁止区域を中心に、歩きたばこや路上喫煙禁止区域での喫煙にかかる巡回指導を行ってまいります。

以上

(医務監答弁)

楠村議員 1014

作成部局 健康福祉局 No.1

質疑要旨

鉄道事業者に協力を求めて、駅構内の喫煙専用スペース設置を考えては如何でしょうか。

答弁要旨

健康増進法や兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例の改正に伴い、令和2年4月から、公共交通機関の乗降や待合等に利用する施設は、屋外のプラットフォームを含めて全て禁煙となります。

現在、市内では阪急塚口駅に喫煙室がございますが、それ以外の、市内の阪急沿線、阪神沿線、JR 線においては、受動喫煙防止対策として、子供や妊婦など不特定多数の方が利用される駅構内を全面禁煙とされており、こうした状況の中、本市から鉄道事業者に喫煙専用スペースの設置を求める考えはございません。

以上

質疑要旨 子どもの貧困対策法の改正により、「教育の機会均等が図られるべき」と明確化されたが、この趣旨に沿った新たな施策はあるか。

答弁要旨

子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正で示された「教育の機会均等」につきましては、まずは学校教育の充実が何よりも重要であると考えており、その他の取組では、貧困等の課題を抱える家庭への教育支援として、就学援助費の支給や、生活困窮者に対する学習支援事業などを実施しているところです。

また、この法改正によって盛り込まれた項目として、貧困対策事業については、子どもの「将来」だけでなく、「現在」に向けた対策であることや、貧困解消に向け、「児童の権利条約」の精神に則り推進することと定められております。

(次ページへ続く)

こうした法の改正趣旨に合致する施策として、貧困の背景にある様々な社会的要因に着目して、要支援の状態にある子どもの相談・支援を強化すべく昨年10月に「いくしあ」をオープンし、取組を進めております。

また、来年度、こどもの人権擁護担当課を設置し、子どもの声を聴き、子どもの最善の利益を図る機関の設置につきましても検討して参りたいと考えています。

以 上

質疑要旨

学習支援教室が近くにないため、断念する子供もいます。そのような子供には、塾代助成をされてはどうでしょうか。

答弁要旨

生活困窮者学習支援事業につきましては、生活保護世帯及び生活困窮者世帯の小学4年生から中学3年生を対象とし、子どもの居場所の確保とともに、家庭学習を習慣付ける学習支援や学習の動機付け、また、社会性や他者との関係性を育むことなどを目的に実施しております。

そのため、学習能力の向上に特化した学習塾とは、その目的や性質等を異にしているものと認識しておりますので、学習支援教室に参加しない子どもに対して塾代を助成することは考えておりません。

なお、自宅から教室までが離れている生活保護受給世帯の子どもに対しては、必要に応じて交通費を支給しています。

以上

質疑要旨

学習支援教室が市内4か所ですが、子どもの貧困対策を強化するために1行政区少なくとも1か所、できれば2か所の設置をされてはどうか。

答弁要旨

学習支援教室の増設につきましては、既存の教室の登録状況や参加状況、希望者数、低学年などの潜在的な需要等を踏まえる中で、現在の教室のあり方や課題などを検証しながら検討していきたいと考えております。

また、設置場所につきましても、地区数にとらわれることなく、これまでと同様に対象児童・生徒の人数や分布状況等を踏まえて検討してまいります。

以上

(北垣教育次長答弁)

楠村議員1019

作成部局 教育委員会 No.1

質疑要旨 新学習指導要領により、外国語教育、プログラミング教育が必修化され、やるべき事が多い中、この事業を残す根拠は何か。

答弁要旨

新学習指導要領では、3年生・4年生の算数において、そろばんを用いた数の表し方と、計算の仕方を学ぶことを通して、知識・技能や、思考力・判断力等を身に付けることと示されております。

本市におきましては、計算科は今年度をもって終了しますが、来年度は、高い技術や指導経験を持つ、そろばんボランティアを派遣し、授業に入っていただくことで、子ども達のそろばんへの関心・意欲を高めるとともに、教員の授業補助支援にもつながっていくものと考えております。

以上